

議第119号

損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和5年12月12日

高島市長 福井 正明

損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて

次のように損害賠償の額を定め、和解することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 事件名

大津地方裁判所 令和3年（ワ）第278号 請負代金等請求事件

2 当事者

原告 株式会社西村組（滋賀県高島市勝野920番地）
代表者代表取締役 西村 哲治

被告 高島市
代表者市長 福井 正明

3 事件の概要

令和2年1月13日、本市が発注した市道南新保1号線下水道管渠築造工事（以下「下水道工事」という。）の請負者である原告が、高島市今津町南新保地先での施工中、地中に埋設されていた本市所有の上水道導水管（以下「導水管」という。）を破損する事故が発生した。

本市は、直ちに導水管の応急復旧工事を発注のうえ施工し、その後、原告が自らの費用負担により導水管の本復旧工事を施工した。本市は、導水管の応急復旧工事費を受注者へ支払った後、原告へこれを請求したが、納付がなかったことから下水道工事請負額から前払金を控除した額との相殺を行うとともに、相殺後の残金を請求した。

原告は、本市が原告に対し、導水管の深さを一切説明しなかったのであるから、本市には注意義務に違反する過失が認められる等を理由に、金50,840,839円、並びに、内金18,180,400円に対する令和2年11月24日から支払済みに至るまで、年3%の割合による金員、及び、内金32,660,439円に対する令和2年1月13日から支払済みに至るまで、年3%の割合による金員の支払いを求め、請負代金支払請求と損害賠償請求の訴訟を併せて提起されたもの。

4 和解の内容

- (1) 被告は原告に対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、5,938,262円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は原告に対し、請負代金債務として18,180,400円の支払義務があることを認める。
- (3) 原告は被告に対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、15,432,560円の支払義務があることを認める。
- (4) 原告及び被告は、第2項の債務と前項の債務とを対当額で相殺する。
- (5) 被告は原告に対し、前項による相殺後の残金(2,747,840円)及び第1項の金員の合計8,686,102円を、令和6年2月1日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (6) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (7) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は各自の負担とする。